

別表第一（第二条関係）（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）

基 準	添 付 書 類
<p>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システムであること。</p>	<p>電波法第十四条に規定する免許状の写し</p>
<p>特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。</p>	<p>特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類</p>
<p>特定高度情報通信技術活用システムに係る電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）が、同法第二十七条の十三第一項の規定に基づき認定された特定基地局の開設に関する計画（第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号。以下「開設指針」という。）に係るものに限る。）に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び開設指針第一項第十四号に規定する5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであること。</p>	<p>認定開設計画に記載された特定基地局（屋内等に開設した特定基地局及び5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであることを証明する書類（対象となる無線局の設置場所に係る市町村ごとの開設予定無線局数と開設無線局数（実績）の対比表）</p>

別表第二（第二条関係）（認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムであること等を示す添付書類）

特定高度情報通信技術活用システムに係る設備	添付書類
一 基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
二 交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
三 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するためのものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類